

所沢ブランド特産品認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の知名度の向上を図るとともに、市の地域経済の活性化を図るため、市の地域資源又は特性をいかした魅力ある商品を所沢ブランド特産品として認定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域資源 市の特産物として相当程度認識がされている

工業品（工業品の生産に係る技術を含む。）及び市の観光資源として相当程度認識されている文化財、風景地等で事業活動に活用されることにより、この要綱の目的の達成に資するものとして市長が別に定めるものをいう。

(2) 所沢ブランド特産品 所沢ブランドの創造及び地域経済の活性化を図ることを目的とする商品であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 所沢の地場農産物を活用した商品

イ 所沢の地域資源又は魅力を発信することのできる商品

ウ 所沢の伝統的な文化又は風俗をいかした商品

(申請資格)

第3条 所沢ブランド特産品の認定の申請を行うことができるものは、法人その他の団体及び個人であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 外国人にあつては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく許可又は届出の対象となる営業である事業を営んでないこと。

(3) 次条の規定により申請した商品の生産、製造、販売等に関し、必要な許認可等を取得していること又は取得の見込みがあること。

(4) 次条の規定により申請した商品の生産、製造、販売等に関し、第三者の産業財産権等に損害を与えるものでないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 市税（所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいう。）を滞納していないこと。

（認定の申請）

第4条 所沢ブランド特産品の認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、所沢ブランド特産品認定申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（認定の審査及び決定等）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、認定の可否について決定し、所沢ブランド特産品認定審査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、必要があると認められるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により所沢ブランド特産品の認定をしたときは、所沢ブランド特産品認定証（様式第3号）を交付するものとする。

3 前2項の規定は、第9条の規定による認定の更新について準用する。

4 市長は、第1項の審査に当たり、知識経験を有する者に意見を聴くことができる。

（認定の公表）

第6条 市長は、所沢ブランド特産品として認定をした特産品（以下「認定品」という。）及びその申請者（以下「認定事業者」という。）について公表し、積極的に情報発信をするものとする。

（認定の表示）

第7条 認定事業者は、認定品及びその包装、容器等に認定品である旨の表示をすることができる。

2 前項の表示に関する基準は、市長が別に定める。

（認定の有効期間）

第8条 認定の有効期間は、認定した日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(認定の更新)

第9条 前条に規定する有効期間の満了後においても引き続き認定を受けようとするものは、有効期間満了日の30日前までに、所沢ブランド特産品認定更新申請書(様式第4号)により、市長に申請しなければならない。

(認定内容の変更等)

第10条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ所沢ブランド特産品認定内容変更(中止)申請書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長へ申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 第4条の規定により申請した内容に変更(市長の定める軽微な変更に係るものを除く。)が生じたとき。
- (2) 認定品の生産、製造、販売等を廃止し、又は中止したとき。
- (3) 認定品の包装又は容器に係るデザインを著しく変更したとき。

2 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該申請の内容に係る承認の可否について決定し、所沢ブランド特産品認定内容変更(中止)承認・不承認決定通知書(様式第6号)により認定事業者へ通知するものとする。

(実績の報告)

第11条 認定事業者は、毎年度終了後1か月以内に、当該年度における認定品の生産量及び販売額等の実績について、所沢ブランド特産品事業実績状況報告書(様式第7号)により、市長へ報告しなければならない。

(調査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業者に対して、認定品に係る報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(認定の取消し)

第13条 市長は、認定品又は認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 認定事業者から認定を辞退する申出があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 第10条に規定する申請又は第11条に規定する報告を正当な理由なく行わなかったとき。

- (4) 前条に規定する報告、調査又は指示を正当な理由なく拒否したとき。
- (5) 認定品の生産、製造、販売等中止し、再開の見込みがないとき。
- (6) その他市長が適切でないとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消すときは、所沢ブランド特産品認定取消通知書（様式第8号）により認定事業者へ通知するものとする。

（責務）

第14条 認定事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項に基づき行わなければならない。

- (1) 認定品の生産、製造、販売等を通じて、積極的に所沢ブランドのイメージの向上に努めること。
- (2) 認定品の計画的な生産及び製造、適正な保管並びに流通体制の整備に努めること。

2 認定品の品質、流通、販売等に事故等の問題が生じたときは、当該認定事業者は直ちに市長に報告するとともに、認定事業者が必要な措置を講ずるものとする。

3 第三者から市に対して産業財産権等の権利侵害の申出があったときは、認定事業者がこれに対応し、認定事業者の責任及び負担により解決すること。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の所沢ブランド特産品認定要綱の規定に基づき作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。